

第8号議案

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第二号

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「引き続き」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の使用に係る申請その他の必要な準備については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則（平成十二年教育委員会規則第十七号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（使用期間等）</p> <p>第六条 学園を使用できる期間は、四月一日から十一月三日までとする。</p> <p>ただし、十一月に属する日を使用できるのは、当該使用に係る宿泊の初日が十月に属する日である場合に限る。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 学園の使用日数は、三泊四日を限度とする。<u>ただし、委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 <u>この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>（準備行為）</p> <p>2 <u>この規則による改正後の文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の使用に係る申請その他の必要な準備については、この規則の施行の前日においても行うことができる。</u></p>	<p>（使用期間等）</p> <p>第六条 学園を使用できる期間は、四月一日から十一月三日までとする。</p> <p>ただし、十一月に属する日を使用できるのは、当該使用に係る宿泊の初日が十月に属する日である場合に限る。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 学園の使用日数は、引き続き三泊四日を限度とする。</p>